

第六号様式(自動車の車台番号等の打刻届出書)(第二十七条関係)

長 辺	自動車の 車 台 番 号 原動機の型式 の打刻届出書	
	国土交通大臣 殿	
	届出者の氏名又は名称 住所	
	年 月 日	
	車 名 及 び 型 式	
	車 台 原 動 機 の名称及び型式	
	打 刻 様 式	
	打 刻 字 体	
短 辺	打 刻 位 置 説 明 図	
	打刻を行う事業場の名称 及び所在地	
	備 考	
	(日本産業規格A列4番型)	

備考

- (1) 用紙は、白地とすること。
- (2) 打刻様式欄には、打刻の訂正を行う場合の訂正様式をも記載すること。
- (3) 打刻字体欄には、使用するすべての打刻字体を押印するか、又は打刻の拓本若しくは打刻と同一寸法の写真若しくは図面をはり付けること。
- (4) 自動車の車台番号の打刻届出書にあつては「原動機の型式」及び「原動機」の文字を、自動車の原動機の型式の打刻届出書にあつては「車台番号」及び「車台」の文字をそれぞれ抹消すること。